

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定特定・一般・障害児相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

災害発生時における被災状況等を把握するシステムの登録促進について（依頼）

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国において令和7年10月24日に実施しました災害発生時における障害児者関係施設の被災状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）の運用訓練につきまして、訓練対象市町村に所在する事業所には訓練参加についてご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

この災害時情報共有システムは、災害発生時における指定障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という。）の被害状況等を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した事業所等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげることを目的としていますが、その前提として、全ての事業所等の情報が災害時情報共有システムに登録されていることが必要となります。

国の訓練計画に基づき実施する災害時情報共有システムの運用訓練については、令和7年度をもって終了となりますが、令和8年度以降も、引き続き、県において訓練の実施を予定しております。

ついては、事業所等の情報の登録について、下記により速やかに対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 既に登録いただいている事業所等

既に登録いただいている事業所等については、登録情報をご確認いただき必要に応じて情報を更新ください。なお、災害時緊急連絡先①、②（携帯電話番号、メールアドレス）、非常用自家発電の有無については、事業所等から更新申請を行い、当県が承認することで施設情報の更新を行うことも可能です。

災害時情報共有システムの更新申請：<https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do>

2. 新たに登録いただく事業所等（未登録）

（1）「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「情報公表システム」という。）への登録

災害時情報共有システムに登録する対象施設の情報については、現在 WAM NET で公開している情報公表システムを用いて基本情報を連携します。各事業者様におかれましては、岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度実施要綱に基づき、公表事項に係る内容を更新のうえ、ご報告くださいますようお願いいたします。

なお、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、情報公表システムでの報告ができてい

ない事業所等においては、「情報公表未報告減算」の適用に加え、指定更新時に確認できない場合は、指定更新ができませんので、ご注意ください。

※参考 ○岐阜県ホームページ

トップページ > 分類でさがす > 子ども・女性・医療・福祉 > 障がい者 > 法令・計画等
> 指定事業者の皆さまへ R6 > 通知等

> 71. 令和6年度岐阜県障害福祉サービス等情報公表制度への対応について（R6年7月1日）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/358458.html>

（２）災害時情報共有システムの登録に必要な情報の報告

上記（１）情報公表システムに登録されていない一部の情報については、別途登録が必要となります。当該情報の登録については、事業所等から報告された情報に基づき、当課で登録に係る作業を行います。

については、電子申請フォームに必要事項を入力いただきますようお願いいたします。

電子申請フォーム：<https://logoform.jp/form/T8mB/912374>

<QRコード>



所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		